

# 特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 特許業務法人太陽国際特許事務所 様 〒160-0022 日本国 東京都新宿区新宿4丁目3番17号	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [ P C T 規則43の2.1 ]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 18F10785W1	発送日 (日.月.年) 17.03.2020 今後の手続については、 下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/049421	国際出願日 (日.月.年) 17.12.2019	優先日 (日.月.年) 18.12.2018
国際特許分類 (IPC) G06T 7/11(2017.01)i; A61B 6/03(2006.01)i; A61B 5/055(2006.01)i FI: A61B6/03 360D; G06T7/11; A61B5/055 380; A61B6/03 360J; A61B6/03 360T		
出願人 (氏名又は名称) 富士フイルム株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 04.03.2020	権限のある職員 (特許庁審査官) 亀澤 智博 2U 4746 電話番号 03-3581-1101 内線 3292
--	-------------------------	--

## 第 I 欄

## 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2.  この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3.  この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))

紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見:

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-8	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-8	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-8	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

- 文献1 : JP 2014-100569 A (三星電子株式会社) 05.06.2014(2014-06-05)  
 段落 [0025] - [0060]  
 & US 2014/0140593 A1  
 段落 [0040] - [0077]  
 & EP 2733669 A2 & CN 103823962 A & KR 10-2014-0065594 A
- 文献2: JP 2015-102944 A (コニカミノルタ株式会社) 04.06.2015(2015-06-04)  
 段落 [0047] - [0074]  
 & US 2015/0146947 A1  
 段落 [0099] - [0159]

・請求項1-8に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び文献2より進歩性を有しない。

文献1には、医療映像(本願の「対象画像」に相当。)を病変領域検出アルゴリズム(本願の「セグメンテーションアルゴリズム」に相当。)に基づいて病変領域候補群(本願の「複数の領域」に相当。)に分割した原本病変領域(本願の「セグメンテーション画像上の位置」に相当。)に対し、割り当てる候補病変領域(本願の「割り当てる領域」に相当。)の類似性に関するユーザの選択情報(本願の「画像情報」に相当。)に基づいた指導学習アルゴリズムによって選択可能性(本願の「スコア」に相当。)を計算し、入力される特徴項目(本願の「入力情報」に相当。)と前記選択可能性とに基づく優先順位が高い順に前記候補病変領域を選択可能に表示する、画像処理装置、画像処理方法及び画像処理プログラムの発明が記載されている。

そして、文献2には、セグメンテーション画像上のユーザが指定した位置に対して、候補病変領域を選択可能に表示する際の優先順位を当該候補病変領域に病変が存在する可能性(本願の「存在確率」に相当。)に応じて設定する、画像処理装置、画像処理方法及び画像処理プログラムの発明が記載されている。

また、文献2に記載の発明において、ユーザが指定した位置を候補病変領域毎に当該可能性や色及び名称といった情報に対応付けて表示することは、当業者が適宜なし得たことである。

ここで、文献1及び文献2に記載の発明は、いずれもセグメンテーションされた医用画像に対して容易にラベルを付すことを課題とし、同様の技術手段を採用したものであるから、当該文献1及び文献2に記載の発明における技術手段を組み合わせる請求項1-8に係る発明の構成とすることは、当業者であれば容易に想到し得たものである。